

事業名 既存県有建築物バリアフリー化事業

「ハートビル法に先駆けて本県で作成した基準により、既存県有建築物のバリアフリー化を図った事業」

受賞機関 熊本県土木部営繕課

事業実施期間 平成3年8月～平成10年3月

事業費 2,298百万円

技術等の特徴と評価

単体の建築物への対応でなく、県有建築物全体へのバリアフリー化である点が評価される。特に、障害者・高齢者が館内の入口から階段を使わず全てのフロアに自分で移動できるようエレベータを設置している。また、各方面の人々との協力を得て実施した手法は、公共施設に広く適用できる。

事業の概要と効果

本事業は、熊本県版 ADA 法(米国障害者法、平成2年制定)を目指して、平成7年4月に制定された「熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」に先立ち、その条例にある生活環境の整備促進という県の責務を先行して実施したものである。なお、下記に掲げることが本事業の特色である。

- ・いわゆるハートビル法(平成6年法律第44号)の制定より、3年前から着手した。
- ・設計に先立ち、福祉サイドにより、利用者である障害者及び高齢者と、専門家である医師及び建築士などにより事前に現地調査のうえ、その要望書により設計、その後の工事を実施した。
- ・ハートビル法の制定前であったため、事業当初は参考とする事例や資料が少なく、従来の文献を基に福祉サイドで作成された改良指針なる基準を進めたが、詳細な部分は手探りの状況であった。
- ・8年間、70施設にわたるため、設計者や施工者に多くの受注機会を提供するとともに、これらの多くの関係者に、バリアフリーに関する技術の習得と障害者に対する配慮の機会を与えた。
- ・車椅子利用者の垂直移動に関しては、他人の助けを借りる機器(例えば、階段昇降機、段差解消機)は使用せずに全てエレベータで対応できた。

具体の効果としては、次の点をあげることができる。

- ・県立美術館では、従来は車椅子利用者が来館すると、



エレベータ増築部外観



地下一階部から改修した階段部分を望む

エントランスから地下1階及び2階にある展示室には、階段を通らないと行けず、館内の職員が4人に対応していた。上下にある展示室を見せるためには、少なくとも3回は、対応する必要があった。これが、現在では全く無くなった。これは、障害者が美術館では特別の人では無くなったことを意味し、障害者にとっては、気兼ねなく美術館を訪れることができていると考えられる。

- ・県立劇場では、従来は開催しようにも大変困難であった多くの障害者が参加する全国的にも事例が少ない大規模なコンサート(障害者、ボランティア及び観客を含めて4,000人規模)が、改修を契機に開催され、その後、定期化した。また、モールにある1.5mの段差解消のため、長いスロープを設置したが、これが台車による備品等の移動にとっても、大変便利になった。バリアフリー化は、なにも障害者や高齢者だけのためでは無いという意識が広がった。
- ・県立大学では、車椅子利用者が入学することが決定した。

受賞賛助会員

安藤建設(株)、鹿島建設(株)九州支店、大成建設(株)九州支店、飛鳥建設(株)九州支店、(株)東芝九州支店、(株)間組九州支店